

茨城教育研究所通信

第 26 号 2016 年 1 月 28 日
発 行 茨城教育研究所
〒310-0853 水戸市平須町 1-93
(茨城県高等学校教職員組合内)
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317

農業高校・農業学科における非正規職員雇用の実態と諸問題

1 はじめに

学校現場で、教職員の非正規雇用が増加し、様々な問題が生じています。このような中で、農業高校及び総合学科の農業関連系列に勤務する臨時的任用教職員を対象に、その労働実態や教育に及ぼす影響などを調査しました。それらの結果とあわせ、長野県での実態調査や茨城県の動向、農場協会の全国調査などから、問題点を整理しました。そして臨時的任用教職員の勤務条件の改善とあわせて、これ以上臨時的任用教職員の「多用」に頼らない教職員配置のため、正規教職員の配置増を求めていく方針です。

2 教育現場で増加する非正規雇用職員

教育現場における非正規雇用の教職員配置は、主に産休や療休、長期研修者の代替として講師などが配置される事が一般的でしたが、近年臨時的任用教職員が公立学校でも増加しています。文科省の調査でも臨時的任用教職員の増加傾向の要因として、教員の年齢構成平準化による採用調整や地方公務員の定員削減計画があるとしています。また、臨時的任用教職員の割合が過度に大きくなることは学校運営や教育内容の質の維持・向上の面で問題があるとしています。

臨時的任用教職員増加の根本原因について東京学芸大学の金子真理子准教授は「2004年の公立大学法人化を契機に、教職員の給料・諸手当の額は国立学校に準拠していた国立学校準拠制が廃止されたことで、都道府県が主体的に決定できることになった」ことや「同年の総額裁量制が導入されたことで、給与水準を引き下げにより生じた財源で、教職員を増やすことが可能となった」としています。さらに、義務教育費国庫負担割合が二分の一から三分の一に削減される中で、財政の厳しい自治体ほど教員給与を抑制する構造的問題も指摘しています。

農業高校及び農業学科を有する学校の場合は、将来の学級削減や学科再編・統廃合などを見越して、新規採用を控え、非正規雇用の職員で肩代わりする傾向がありました。また総合学科へ移行する中で、選択科目を多くし、その指導に非常勤講師を採用するなど臨時的任用教職員の採用が増えてきました。

3 非正規雇用の現状

実際に教育現場ではどのような状況に置かれているか、茨城県の2校を抽出して調べてみました。講師や非常勤講師、臨時の実習職員、技術職員（作業員・技能労務嘱託職員）の配置について比較したのが表－1、表－2です。A高校は2学科の農業学科と普通科併設の総合高校、B高校は農業学科8学科の農業高校です。調査年度は違っていますが傾向は分かります。A高校の場合、全体の職員数も少ないので大きな数字では表れませんが、正規教諭が1名減、常勤・非常勤講師が各1名の増、実習教諭は2名減、臨時の実習助手が2名の増加となっています。いずれも非正規雇用が増加しました。小規模校だけに数字的には少ないですが、その影響は大きいと言えます。聴き取りでは、経験の蓄積がないために農業技術力の低下が心配されるとのことです。また講師や非常勤講師の確保が極めて困難になっています。

表－1 A高校（農業学科数は2学科：6学級）の職員配置数（ ）内は持ち時間

	教諭	常勤講師	非常勤講師	実習職員				技術員		その他
				実習教諭	実習講師	実習助手	臨時常勤助手	正規	臨時	
2004年	7	1	1 (6)	5	1	1	0	1	1	
2014年	6	2	2 (20)	3	1	1	2	1	1	2 (バス運転)

表－2 B高校（8学科 25学級）における職員配置数

	教諭	再任用教諭	常勤講師	非常勤講師	実習職員				技術員		その他
					実習教諭	実習講師	実習助手	臨時常勤助手	正規	臨時	
2005年	27		4	0	13	2	3	4	3	5	
2015年	21	2	10	0	4	3	6	11	2	6	

B高校の場合、職員数が多いのであらわれ方が顕著です。教諭にかわって極端に講師が増加していることと、実習助手の臨時的任用職員が増えています。常勤講師の年齢は60代2名、40代1名、30代4名、20代3名です。臨時の実習助手の場合60代1名、40代1名、30代5名、20代4名となっています。茨城県では実習職員の採用を控えてきた事もあり、団塊世代の退職後の後任を臨時的任用職員で埋め合わせてきました。最近になって農業関係実習助手の新規採用を行っていますが、B高校の実態からして、実習職員の正規採用の増加は喫緊の課題といえます。

4 実習教諭・実習助手等職員の欠員は全国的な問題

このような問題は全国的な問題となっています。全国高等学校農場協会が実習教諭・実習助手についての調査を行いました。この結果については「日本農業新聞」（2014年12月9日付）でも大きく取り上げられました。実習職員の欠員状況、新規採用の動向など主な問題点は次のとおりです。

表－3 各県における定数に対する欠員の状況（農場協会調査結果より）

職名 / 人数	0	－1	－2	－3	－4	－5以上	平均	回答県数
実習教諭	6	6	3	4	5	13	2.0以上	37
実習助手	6	5	4	5	4	13	2.0以上	37

各県における欠員の状況は表－3のとおりです。調査結果によると、37県より回答があり、そのうち正規採用で定員を満たしている都道府県は、実習教諭・実習助手とも6県です。それ以外の県では欠員が生じています。5人以上の欠員が全体の1/3強となっています。

欠員補充の対応として、補充なし4県、非正規で対応31県、その他（期限付き・外部委託等）11県となり、多数の県が非正規・その他で対応しています。

実習職員の非正規雇用の人数は次のようです。

人数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10上	20上
県数	0	4	7	3	3	4	2	1	2	0	2	3

県全体の人数なので、県内の農業関係学校数も異なり実感をもって受けとめる事はできませんが、10人・20人の欠員が非正規その対応せざるを得ない状況は異常とも言えます。

欠員を埋めるための新規採用について、実習助手の採用試験と合格数は次のとおりです。

表－4 実習助手の採用試験と合格数（農場協会調査結果より）

年度	採用有	採用無	合格者数（県数）	平均
26年	26県	10県	1（7）2（10）3（4）4（2）5（2）7（1）	2.5
25年	29県	12県	1（9）2（10）3（6）4（2）5（2）	2.2
24年	31県	10県	1（9）2（12）3（9）4（1）	2.1

過去3年間の推移で、採用有の県が若干減少していますが採用者数は増えています。採用無しの県が10県前後で推移していますが、全体の平均採用数は2人余で退職者数に採用数が追いつかない実状があると思います。

調査で出された意見として次のような事が述べられています。

○農業技能員（農業用務員）枠を外部委託で補っている。（栽培管理のみ）

ハーフ（週2.5日）再任用の場合、勤務しない日があり校務分掌への配置が困難。

○新卒や若手の採用枠が少なくなる。若手教員希望者が少なくなる。

○定数内での臨任が多いため教育計画・将来計画が立てにくい

○再任用を前提とした人事のため任期採用が滞っている。技術の継承については配慮がなくベテランの後は全くの素人が配属される。小規模校では指導するベテランがいないため農場が荒れる傾向がある。農場での技術の向上が見込めないほど深刻である。

○教諭 10 名の枠に講師 5 人、実習教諭 4 名の枠に再任用 2 名

○再雇用は定数枠に含まれる。週 3 日又は 2 日勤務者のために、再雇用枠を崩して残り時間を非常勤講師（実習助手）を採用している。（以上は調査結果からの抜粋）

これらをまとめた担当者の話として、農業教育は他の教科と違いそれぞれの地域性や農業技術の特殊性があり、すぐに教育出来るというものではない、一定の時間をかける必要があり、その点で長いスパンで職員を配置していく計画が重要。さらに再任用については、再任用者が定数枠内で、扱われており、再任用者の勤務の有り様が新たな問題となっていることや新規採用を抑制する面があり、考えなくてはならないと述べていました。

5 実態調査にみる諸問題

1) 常勤講師について

こうした中で、臨時で働いている教職員の勤務実態はどうなっているのでしょうか。全農研として 2014 年に常勤講師・非常勤講師の勤務実態について調査を行いました。その結果、常勤講師では富山県 2 校、長野県 2 校、計 4 校 13 名より回答がありました。年齢は 30 歳未満が 6 名、30～40 歳未満が 5 名、40～50 歳未満 1 名、60 歳以上 1 名です。講師経験年数では 5 年未満 7 名、5～10 年未満 5 名、10 年以上 1 名です。労働条件の明示は全員文書で行われ、朝会・職員会議への参加が出来ます。授業時間は 17 時間 2 名、18 時間が 3 名、他は不明でした。待遇は正規職員に準ずると全員が答えています

常勤講師の任用期間は 6 カ月以内が原則ですが、さらに 6 カ月以内の更新ができるという規定になっています。したがって通常は 1 年以内です。辞令は、形式的に 6 カ月更新になっています。1 年を超えて任用を継続する場合は、一定期間の中断期間を設ければ、再度任用されますが、この中断期間（”あくまで臨時の任用だ”とするがために、多くの県で再度任用する際、前の任用と再度の任用の間に空白期間を設けて、形の上だけ任用の継続を”中断”させている）が問題です。全国的には「空白の 1 日」と言われていますが、調査では長野県は 5 日、富山県は 7 日、茨城県は 4 日、新潟県は 15 日と各県によって様々です。常勤講師でも担任や部活動の正顧問をしている例があり、中断期間でも勤務をしているという実態があります。長野県高教組では常勤 145 名、非常勤 62 名を対象とした大規模な実態調査を行いました。その中で常勤講師が中断期間に仕事をしたかどうか実態調査を行っています。それによるとこの期間に、勤務しなかった 46.9%、勤務した 53.1%と半数を超える方が中断期間にも勤務しています。勤務内容として、学検業務 8.9%、補習・単位認定 6.7%、授業 2.2%、部活動 53.3%、引継業務 35.5%、その他 28.8%となっています。その場合の手当は無給 97.6%、手当有り 2.4%です。中断期間に仕事をしてほとんどが無報酬で行われています。部活動の正顧問や担任になれば中断期間でも責任はあり、勤務せざるを得ないし、それ以外にも多様な仕事があり、任用期間が切れても現実に仕事をせざるを得ない実態がよくわかります。中断期間の短縮するか継続した任用が求められ

ていると言えます。

常勤講師の勤務のもう一つの問題は、中断期間中は社会保険の切り替えの問題があります。この点では、空白期間を置いても就労の実態から判断して、社会保険が継続扱いになるよう改善が図られています。共産党の田村智子議員の国会論戦で、2014年7月4日付総務省自治行政局公務員部長名の通知が出されました。茨城県では、2016年度から次年度に学校が変わっても全ての常勤講師の社会保険の継続が実現します。

常勤講師の困っていることとしては年休が取りにくい、年休が取れないなどの（富山県）声も寄せられています。

2) 非常勤講師の実態

非常勤講師の勤務実態については岐阜県1校、長野2校、茨城2校、富山1校の計6校の6名から回答がありました。年齢は20代1名、60歳以上3名、不明2名です。経験年数は0年1名、3年1名、5年以上2名、不明2名です。非常勤者に対する労働条件の明示は全員に文書で行われています。朝会・職員会議への出席は、出来るが1名、出来ないが4名、任意が1名です。持ち時間は、6時間が3名、7時間が2名、8時間が1名となっています。茨城では、2年前に非常勤で理科8時間・農業8時間の計16時間勤務という実態もありましたが、今は改善されています。

時間あたりの賃金は、岐阜県が2,310円、長野県が3,150円、茨城県が2,870円となっていて、各県状況でかなり差があることが分かりました。

時間外労働は、無しが4名、農場管理の時間外労働有りが1名、その場合時間外労働の手当は無しとなっています。校務分掌は全員が所属無し、部活動や試験監督も無しとなっています。通勤手当は全員が有りですが、長野県の場合は常勤者と同様の扱いです。非常勤講師でも授業以外に試験問題作りや採点など、授業時間以外に仕事をしています。これらに対する報酬は、茨城県では試験の説明時間として1時間をカウントして支払われています。

長野県高教組が行った非常勤講師の勤務についての調査では、勤務の態様が非常勤であっても様々であると言えます。その調査によると、担当教科以外の勤務について、担当時間を超えて学校で仕事をしたかについては、毎回していた40%、時々していた46%、あまりしなかった8%、したことはない6%です。仕事の内容は生徒への対応（質問・面談）22.4%教材研究69.4%、試験問題作成・採点・成績処理73.5%、補習授業6.1%、その他6.1%となっています。そして授業以外の在校時間は、1～2時間44.9%、3～4時間22.4%、5時間以上32.7%となっています。授業時間以外に様々な仕事をしていてもこれらは無報酬で行われており問題です。

6 当面の改善策と今後の課題

常勤講師の場合、労働条件でも明確な規定があり、校務分掌や部活動など教諭とほとんど同じ仕事内容になっています。場合によっては担任をする者・部活動の正顧問等をする者もいて、本人の思いとして正規教諭以上の仕事をしている人もいます。講師が複数年継続して採用されるケースが多くなっていますが、年度替わりの時期に勤務が中断しますが、

中断期間に勤務している実態が多いことが調査結果からわかります。その点で任用期間を切れ目なくするよう改善することが必要です。講師の場合本採用をめざす者、すでに長年の経験を経て講師になる者、様々ですが、長年の経験を活かしてもらい、採用試験に際しての配慮も必要になります。

非常勤講師の場合、長野県では、「地方公務員の特別職」として、賃金は地方公務員法と県の「各種委員給与条例」に規定され、労働条件は「労働基準法」や「労働契約法」が適用されます。しかし、実態は様々で、県内で同じ事をしていても報酬があつたり、なかつたりという問題があります。さらに、岐阜県のように県立学校の非常勤講師の1時間あたり報酬単価を5,400円と決めていながら実際は2,270円しか払っていないなど、運用面でも問題があります。非正規職員の場合、立場も弱く自ら言い出しにくいということもあり、おもてだった問題になりにくい面もありますが、ブラック企業同様の実態とも言えます。賃金以外にも、通勤手当、試験関連の業務、休暇の取得などきめ細かな条件整備とその徹底が必要です。

教員免許更新制度が2009年からはじまりましたが、1955（昭30）年4月以前に生まれた教員免許取得者は終身教壇に立つことが出来ても、それ以降の方は新たに現職参入する際は、講習の受講・終了が必要となります。人集めが厳しくなる中で、条件を緩和して教員免許を必要としない特別非常勤制度を設けるような小手先解決が問題をより複雑にすることも予想されます。

農業教育では、非正規雇用が農業指導技術の継承に大きな問題を投げかけていますが、私立の進学校では問題は深くなっています。新潟大学大学院生の共同研究「非正規教職員の声を聴く運動－聴き取り調査から見えた実態－」によると、新潟県の私立高校の教員全体に占める非正規職員の割合は40%をこえ、特に大学受験教科以外の教科を軽視し、ここに非正規職員をあてているといいます。こうした傾向はやがて公立学校へも波及すると懸念しています。安上がりで有為な人材育成という観点と、新自由主義のもとで労働規制緩和策の教育への対応は、今後ますます強まるものと思われれます。

こうした目先の対応では、子ども達の人間的な成長・発展を支える教育はおろそかになり、しわ寄せは教職員全体にさらには生徒たちにおよび、社会全体の貧困化・荒廃につながっていくことは明らかです。

「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」とした教育基本法（1947年施行）の目的を踏まえる必要があります。次代を担う主権者をどう育てるか、子ども達にとって大切な人格の完成と人間としての成長・発展の場をどう確立するかを下敷きにして、農業教育の特性をその中でどう活かしていくか、これまで築いてきた農業技術とその指導をどう発展させるか、常に本質的に問いかける所から非正規教職員のあり方を考える必要があります。